さいきょう PAY 利用規定

第１条（規定の適用）
１．さいきょう PAY 利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社西京銀行（以下「当行」といいます。）が提供する「さいきょう PAY」の利用条件を定めるものです。
２．利用者は、本規定の内容を承諾のうえ、さいきょう PAY を利用するものとします。利用者がさいきょう PAY の利用登録、チャージ、決済その他さいきょう PAY の利用を行った場合、利用者は本規定に同意したものとみなします。
３．利用画面上の表示、通知、FAQ その他当行所定の事項は、本規定の一部を構成するものとします。
４．さいきょう PAY における個人情報の取扱いについては、当行が別途定める当行の個人情報保護方針によるものとします。
５．不正利用等により利用者に損失が生じた場合の補償については、当行が別途定める「さいきょう PAY 補償方針」によるものとします。

第２条（定義）
本規定において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。
（１）「さいきょう PAY」とは、当行が提供する、利用者が加盟店における商品等の代金の支払いに利用できる決済サービスをいいます。
（２）「利用者」とは、本規定に同意のうえ、当行所定の方法によりさいきょう PAY を利用する個人をいいます。
（３）「加盟店」とは、本規定に基づき当行との間で加盟店契約を締結し、さいきょう PAY を取り扱う法人、個人事業主その他当行が認めた者をいいます。
（４）「商品等」とは、加盟店が利用者に販売又は提供する商品、権利、役務その他一切の取引対象をいいます。
（５）「さいきょう PAY 残高」とは、利用者がさいきょう PAY において保有し、加盟店における商品等の代金の支払いに利用できる電磁的価値をいいます。
（６）「チャージ」とは、利用者が当行所定の方法により、さいきょう PAY 残高を加算することをいいます。
（７）「プレミアム加算」とは、当行が当行所定の条件に従い、チャージその他当行が定める取引に応じて、利用者に対し、さいきょう PAY 残高を追加して加算することをいいます。
（８）「登録口座」とは、利用者がさいきょう PAY のチャージその他当行所定の取引に利用するため、利用者が登録した利用者本人名義の当行普通預金口座をいいます。
（９）「決済取引」とは、利用者がさいきょう PAY を利用して加盟店の商品等の代金を支払う取引をいいます。
（１０）「利用者端末」とは、利用者がさいきょう PAY を利用するために使用するスマートフォンその他の端末をいいます。
（１１）「委託先等」とは、当行がさいきょう PAY の提供、システム運営、決済処理、精算、本人確認、不正検知、問い合わせ対応その他本サービスに関連して業務を委託し、又は提携する事業者をいいます。

第３条（利用登録）
１．利用者は、さいきょう PAY を利用するため、当行所定の方法により利用登録を行うものとします。
２．利用者は、利用登録にあたり、氏名、生年月日、電話番号その他当行所定の情報を、真実かつ正確に届け出るものとします。
３．当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、利用登録を拒否することができるものとします。

（１）届出内容に虚偽、誤り又は不備がある場合
（２）利用者本人による申込みでない場合
（３）登録口座が利用者本人名義の当行普通預金口座でない場合
（４）過去にさいきょう PAY その他当行サービスの利用停止又は契約解除を受けたことがある場合
（５）反社会的勢力に該当し、又は関係を有すると当行が判断した場合
（６）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺、現金化その他不正利用のおそれがある場合
（７）その他当行が利用者として不適当と判断した場合

４．利用者は、届出内容に変更が生じた場合、速やかに当行所定の方法により変更手続を行うものとします。変更手続が行われなかったことにより利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

第４条（利用条件）

１．利用者は、当行所定の方法により、利用者端末、認証情報、登録口座その他さいきょう PAY の利用に必要な環境を準備し、管理するものとします。
２．利用者は、利用者端末、ID、パスワード、認証情報、その他さいきょう PAY の利用に必要な情報を、自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者に利用させ、貸与し、譲渡し、又は不正に使用させてはならないものとします。
３．利用者は、利用者端末の紛失、盗難、認証情報の漏えい、不正利用のおそれその他さいきょう PAY の安全な利用に支障がある事由が生じた場合、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

第５条　（チャージ）

１．利用者は、当行所定の方法により、登録口座からの引落しによりさいきょう PAY 残高をチャージすることができます。
２．チャージ可能な金額、単位、上限額、利用可能時間その他チャージに関する条件は、当行所定の方法により定めるものとします。
３．チャージは、当行所定の処理が完了した時点で成立するものとします。
４．利用者は、チャージ後、法令上必要な場合又は当行がやむを得ないと認めた場合を除き、チャージの取消し又は払戻しを求めることはできません。
５．登録口座の残高不足、口座の利用停止、システム障害、通信障害、金融機関休業日その他の事由によりチャージができない場合があります。この場合に利用者に生じた損害について、当行は、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第６条（プレミアム加算）

１．当行は、当行所定の条件に従い、チャージその他当行が定める取引に応じて、利用者に対し、さいきょう PAY 残高を追加して加算することがあります。
２．プレミアム加算の対象、加算率、加算時期、加算上限、取消条件その他必要な事項は、当行所定の方法により定めるものとします。
３．プレミアム加算により加算されたさいきょう PAY 残高は、加算後、チャージにより加算されたさいきょう PAY 残高と一体として取り扱われ、利用者は、決済取引においてこれらを区別して利用することはできません。
４．当行は、利用状況、キャンペーン内容、法令、システム運営その他の事情により、プレミアム加算の対象、加算率、加算時期、加算上限その他の条件を変更し、又はプレミアム加算を終了することがあります。この場合、当行のホームページまたは当行所定の方法により変更内容及び効力発生日を通知又は周知するものとします。効力発生日以降に、利用者がさいきょう PAY を利用した場合、利用者は当該変更に同意したとみなします。
５．当行は、対象となるチャージ又は決済取引が取り消された場合、利用者が本規定に違反した場合、不正利用が判明した場合、又は過誤によりさいきょう PAY 残高が加算された場合、加

算済みのさいきょう PAY 残高を取り消し、又は減算することができるものとします。

第７条（決済取引）

１．利用者は、加盟店において、当行所定の方法により、さいきょう PAY 残高を利用して商品等の代金を支払うことができます。
２．利用者は、決済取引にあたり、加盟店、商品等、支払金額その他取引内容を自ら確認したうえで、決済操作を行うものとします。
３．利用者が決済操作を完了し、当行所定のシステムに決済情報が反映された時点で、決済取引が成立するものとします。
４．さいきょう PAY 残高が商品等の代金に満たない場合、利用者は、原則として当該商品等を購入し、又は提供を受けることはできません。ただし、加盟店が認める場合、利用者は不足額を現金その他加盟店が指定する方法により支払うことができます。
５．利用者は、決済完了後、利用者端末に表示される決済完了画面、利用履歴、残高その他の表示内容を確認するものとします。
６．利用者の通信環境、端末環境、操作誤り、表示確認漏れその他利用者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。

第８条（利用限度額）

１．さいきょう PAY のチャージ上限額、決済上限額、保有上限額その他利用限度額は、当行所定の方法により定めるものとします。
２．当行は、不正利用防止、法令遵守、利用者保護、システム運営その他さいきょう PAY の適切な運営のため必要と判断した場合、利用者ごとに利用限度額を制限し、又は変更することができるものとします。

第９条（払戻し）

１．利用者は、法令上必要な場合又は当行がやむを得ないと認めた場合を除き、さいきょう PAY 残高の払戻しを受けることはできません。
２．当行がさいきょう PAY の発行業務を廃止する場合、その他法令上払戻しが必要となる場合、当行は、法令及び当行所定の方法に従い、利用者に対して払戻しを行うものとします。
３．前項に基づき払戻しを行う場合の払戻対象、払戻方法、本人確認、手数料その他必要な事項は、当行所定の方法により定めるものとします。

第１０条（取消し、返品及び返金）

１．利用者は、チャージ及び決済取引を、原則として取り消すことができません。
２．商品等の返品、売買契約の取消し若しくは解除、決済金額の誤りその他正当な理由がある場合、利用者は、加盟店との間で協議し、加盟店所定の方法により対応を受けるものとします。
３．さいきょう PAY による決済取引のシステム上の取消処理は、原則として当該決済取引を行った日の当日中に限り、加盟店が当行所定の方法により行うものとします。
４．当日中を経過した決済取引については、加盟店は、当行所定のシステム上で取消処理を行うことができません。この場合において、商品等の返品、売買契約の取消し若しくは解除その他正当な理由により利用者への返金又は精算が必要となるときは、利用者は、加盟店との間で、現金その他当行が認める方法により返金又は精算を受けるものとします。
５．前項に基づく返金又は精算は、利用者と加盟店との間で行われるものとし、当行は、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、商品等の返品、取消し、解除、返金又は精算に関して責任を負いません。

第１１条（禁止事項）

利用者は、さいきょう PAY の利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

（１）法令、公序良俗又は本規定に違反する行為

（２）虚偽又は不正の情報を登録し、又は届け出る行為
（３）さいきょう PAY を第三者に利用させる行為
（４）さいきょう PAY 残高を換金し、又は現金化する行為
（５）架空取引、自己取引、循環取引その他不正な取引を行う行為
（６）マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺その他犯罪に利用し、又は利用するおそれのある行為
（７）さいきょう PAY に関する情報、画面、二次元コードその他の表示を複製、改ざん、公衆送信又は不正に利用する行為
（８）当行、加盟店、委託先等又は第三者の権利、信用、名誉、財産、プライバシーその他の利益を侵害する行為
（９）さいきょう PAY のシステム、通信、運営又は利用を妨害する行為
（１０）反社会的勢力への利益供与その他これに準ずる行為
（１１）その他当行が不適当と判断する行為

第１２条（利用停止等）
１．当行は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対して事前に通知することなく、さいきょう PAY の全部又は一部の利用を停止し、決済取引を拒否し、利用登録を抹消し、又は利用契約を解除することができるものとします。
（１）本規定に違反した場合
（２）利用登録内容に虚偽、不備又は重要な変更の未届出がある場合
（３）不正利用、現金化、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、詐欺その他不適切な利用のおそれがある場合
（４）登録口座が解約、利用停止その他利用できない状態となった場合
（５）利用者の信用状態、利用状況その他の事情に照らし、当行が利用者として不適当と判断した場合
（６）反社会的勢力に該当し、又は関係を有すると当行が判断した場合
（７）その他さいきょう PAY の適切な運営のため当行が必要と判断した場合
２．当行は、前項に基づく措置により利用者に損害が生じた場合であっても、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第１３条（サービスの中止、停止及び変更）
１．当行は、次の各号のいずれかに該当する場合、さいきょう PAY の全部又は一部の提供を中止又は停止することがあります。
（１）システム、設備、通信回線その他さいきょう PAY の提供に必要な環境の保守、点検、工事又は障害対応を行う場合
（２）システム障害、通信障害、停電、天災地変、感染症、戦争、暴動、労働争議、法令又は行政機関の措置その他やむを得ない事由が生じた場合
（３）委託先等又は金融機関における障害、停止、休業その他の事由によりさいきょう PAY の提供が困難となった場合
（４）不正利用防止、利用者保護、法令遵守又はさいきょう PAY の適切な運営のため当行が必要と判断した場合
（５）その他当行がさいきょう PAY の全部又は一部を中止又は停止することが必要又は相当と判断した場合
２．当行は、さいきょう PAY の内容、仕様、機能、利用条件その他サービス内容を変更することができるものとします。
３．当行は、本条に基づく中止、停止又は変更により利用者に生じた損害について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第１４条（サービスの終了）
１．当行は、当行の都合により、さいきょう PAY の全部又は一部を終了することができるものと

します。
２．当行は、さいきょう PAY の全部を終了する場合、原則として終了日の 60 日前までに、当行所定の方法により利用者に通知又は周知するものとします。ただし、緊急又はやむを得ない場合はこの限りではありません。
３．さいきょう PAY の終了に伴うさいきょう PAY 残高の取扱いについては、法令及び当行所定の方法に従うものとします。

第１５条（反社会的勢力の排除）
１．利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、及びこれらと社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明し、保証するものとします。
２．利用者は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的言動又は暴力を用いる行為、風説の流布、偽計又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないものとします。
３．当行は、利用者が前二項に違反した場合、何らの通知又は催告を要せず、さいきょう PAY の利用を停止し、又は利用契約を解除することができるものとします。

第１６条（免責）
１．当行は、さいきょう PAY の安全性、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、継続性その他について、明示又は黙示を問わず保証するものではありません。
２．当行は、さいきょう PAY の利用不能、遅延、停止、中断、終了、データの消失、端末又は通信環境の不具合、委託先等又は金融機関の障害その他さいきょう PAY に関連して利用者に生じた損害について、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。
３．当行は、加盟店が提供する商品等の品質、性能、安全性、適法性、有用性、引渡し、提供、返品、交換、保証、アフターサービスその他商品等に関する事項について責任を負いません。
４．利用者と加盟店又は第三者との間で紛争、苦情、問い合わせその他問題が生じた場合、利用者は当該相手方との間で解決するものとし、当行は、当行に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

第１７条（損害賠償）
利用者は、本規定の違反、さいきょう PAY の不正利用、第三者の権利侵害その他利用者の責めに帰すべき事由により当行、加盟店、委託先等又は第三者に損害を与えた場合、当該損害及び費用を賠償するものとします。

第１８条（通知）
１．当行から利用者への通知又は連絡は、さいきょう PAY の利用画面、当行ウェブサイト、電子メール、SMS、アプリ通知、書面その他当行が適当と判断する方法により行うものとします。
２．当行が前項の方法により通知又は連絡を行った場合、通常到達すべき時に利用者に到達したものとみなします。

第１９条（規定の変更）
１．当行は、法令の変更、監督官庁の指導、さいきょう PAY の内容変更、システム変更、社会情勢の変化その他相当の事由がある場合、当行ホームページまたは当行所定の方法により変更内容及び効力発生日を通知又は周知することにより、本規定を変更することができるものとします。
２．変更後の本規定は、前項の効力発生日から適用されるものとします。
３．利用者が変更後の本規定の効力発生日以降にさいきょう PAY を利用した場合、利用者は変更

後の本規定に同意したものとみなします。

第２０条（準拠法及び合意管轄）

１．本規定の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠するものとします。

２．本規定又はさいきょう PAY に関する一切の紛争については、当行本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２１条（協議事項）

本規定に定めのない事項又は本規定の解釈について疑義が生じた場合、当行及び利用者は、誠実に協議のうえ解決するものとします。

以上

資金決済法に基づく情報提供

１．前払式支払手段の名称
さいきょう PAY
２．発行者
株式会社西京銀行
３．支払可能金額等
さいきょう PAY 残高の範囲内でご利用いただけます。なお、さいきょう PAY 残高の上限額は 4 万円です。ただし、ポイントについては残高上限額を超えて保有することができます。
４．有効期間又は期限
有効期限はありません。
５．お問い合わせ先
株式会社西京銀行 お客さまサポートグループ
745-0026 山口県周南市住崎町 2 番 27 号
電話番号(0120)240-606　受付時間：9:00～17:00(銀行休業日を除きます)
６．使用することのできる施設又は場所の範囲
さいきょう PAY 加盟店でご利用いただけます。
７．利用上の注意
さいきょう PAY へのチャージは、1 回あたり 2 万円、1 日あたり 4 万円を上限とし、チャージ後のさいきょう PAY 残高が 4 万円を超えるチャージはできません。原則として、さいきょう PAY 残高の払戻しはいたしません。ただし、当行がさいきょう PAY の発行業務を廃止する場合その他法令に基づき払戻が必要となる場合は、この限りではありません。
８．利用規定
さいきょう PAY 利用規定は当行ホームページからご確認いただけます。
URL: https://www.saikyobank.co.jp/personal/service/rules/inc/saikyopay_user_kitei.pdf
９．未使用残高の確認方法
「さいきょう PAY」アプリにログイン後、ホーム画面上でご確認ください。

以上

資金決済法に基づく利用者保護措置

資金決済に関する法律第 13 条第 3 項及び前払式支払手段に関する内閣府令第 23 条の 2 に基づき、以下の情報を提供いたします。

１．資金決済に関する法律第 14 条第 1 項の趣旨
利用者保護のため、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高の２分の１以上の額に相当する額の発行保証金を法務局等に供託等することが義務付けられています。

２．資金決済に関する法律第 31 条第 1 項に規定する権利の内容
万が一の場合、前払式支払手段の利用者は、あらかじめ保全された発行保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しています。

３．発行保証金の供託・保全契約・信託契約の別
当行は、資金決済に関する法律第 35 条および資金決済に関する法律施行令 12 条の銀行等に該当し、同法 14 条第 1 項に規定されている供託等の義務が免除されています。

４．発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針
当社は、利用者等が申し出た内容、当社による調査の結果、第三者による不正利用が認められる場合、利用者等が被った損失を原則補償するものとします。詳細につきましては「さいきょう PAY 補償方針」をご確認ください。

以上

さいきょう PAY 補償方針

当行は、さいきょう PAY において不正取引が行われたことにより利用者または利用者以外の第三者に損失が発生した場合の補償方針および補償手続を定め、公表します。当行は、事案ごとの事情を踏まえ、法令、利用規定その他の定めに基づき、適切かつ迅速な被害回復に努めます。

第１条 損害金額の補てん請求

端末や「パスコード」などの盗難・盗用（以下「盗難等」といいます。）により行われた不正な決済等による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、当行に対して当該利用等の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
② 当行の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
③ 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること

第２条 補てん金額等

前条の請求がなされた場合、当該決済等がお客さまの故意である場合を除き、当行は当行への通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた当該決済等の額に相当する金額を補てんするものとします。

ただし、当該決済等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該決済にかかる損害がお客さまの過失に起因する場合、当行は、被害状況および過失の度合いを勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

第３条 補てん対象期間

前条の規定は、第 1 条にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる契約者番号等を用いて不正な取引が行われた最初の日）から 2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

第４条 免責事項

前条までの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。

１．当該決済等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
　① 当該決済等にかかる損害がお客さまの過失に起因する場合
　② お客さまの配偶者、二親等以内の親族、同居の家族、その他の同居人または家事使用人によって行われた場合
　③ お客さまが、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
２．端末やパスコードなどの盗難等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

第５条 利用者以外の第三者に損失が発生した場合の補償

第三者が利用者になりすまして不正にさいきょう PAY を利用したことにより、利用者以外の第三者に損失が発生した場合、当行は、当該第三者からの申出内容、関係資料および事実関係の調査結果等を踏まえ、当行の責任の有無および補償の要否について個別に判断するものとします。

当行は、次の各号のすべてに該当すると認めた場合には、当該第三者に生じた直接かつ通常の損害について、合理的な範囲で補償を行うことがあります。

① 被害発生後速やかに当行へ申し出ていること
② 当行による調査に協力し、被害状況その他必要な事項について十分に説明している

こと
③　警察その他の捜査機関への届出を行い、その事実を確認できる資料を提出している
こと
④　当該損失が第三者の故意または重大な過失によるものではないこと

次のいずれかに該当する場合、当行は補償を行わないことがあります。
① 第三者による虚偽の申告または重要事項の不実告知があった場合
② 当該損失が第三者の故意または重大な過失に起因する場合
③ 戦争、暴動、地震、洪水その他の不可抗力に起因する場合
④ その他当行が補償を行うことが適当でないと合理的に判断した場合

第６条 補償手続

利用者または第三者が補償を求める場合は、当行所定の方法により補償の申請を行うものとします。

当行は、申請受付後、被害状況、不正利用の内容、関係者への聞き取りその他必要な調査を実施します。

補償の可否および補償金額については、提出された資料、調査結果その他の事情を総合的に勘案し決定し、申請者へ通知します。

当行は、必要に応じて次の資料の提出を求めることがあります。
①　被害申告書
②　本人確認書類
③　警察への被害届受理番号または受理証明書
④　損害の発生を確認できる資料
⑤　その他当行が必要と認める資料

第７条　不正取引の公表基準

当行は、不正取引その他の事故が発生した場合には、被害の規模、利用者への影響、社会的影響等を総合的に勘案し、公表の要否を判断します。なお、公表を行う場合は、当行ホームページ等を通じて速やかに周知します。

第８条 補償に関する相談窓口

さいきょう PAY の不正利用被害、補償申請および補償に関するご相談については、以下の窓口で受け付けます。

株式会社西京銀行 お客さまサポートグループ
745-0026 山口県周南市住崎町 2 番 27 号
電話番号(0120)240-606　受付時間：9:00～17:00(銀行休業日を除きます)

以上

2026 年 11 月 20 日現在